

平成28年6月23日

## 南阿蘇村「平成28年熊本地震」復旧・復興指針

南阿蘇村長 長野敏也

平成28年4月16日午前1時25分、熊本地震本震が発生した。未明に起きた震災に村民皆が不安な一夜を過ごし、明け方から次々と被災の状況が明らかになっていった。多くの尊い人命が犠牲となり、基幹道路である阿蘇大橋、阿蘇ちょうよう大橋、国道57号、俵山トンネルが不通となり、日々の暮らしが営まれていた家屋、倉庫、農業施設、公共施設など私たちの生活の根幹をなす多くの部分が地震により失われた。

南阿蘇村は、立野火口瀬と阿蘇カルデラ内の中山間部に位置し、多くの土砂災害警戒区域を含む地域特性から避難者は2,500名を超え、さらに多くの人々が車中泊、ビニールハウスなどにも避難した。

本村においては、これまでに経験したことのない甚大な災害であり、1,800回に及ぶ余震により、避難は長期化した。避難者の健康状態が危惧され、体育館などの1次避難所から宿泊施設の2次避難所へ再避難し、当面の避難体制を確立、全庁連携のもと被災者の生活再建に総力をあげて臨んでいるところである。

このような状況において、今後の復旧・復興対策を効率的・効果的に実施するため具体的な行動の指針を示し、村民が安心して生活できる環境を早期に整備できるよう推進体制を確立する。

さらに、復旧・復興に際しては、長期的な視野に立脚した整備方針を示し、将来への道筋を定めていくことが最重要の課題となる。

本指針については、村民と国・県・村が一体となり、共通認識をもち、単に旧に復すのではない「創造的復興」を成し遂げていく一助となるよう、現時点における基本的な考え方を示すものである。

## 1. 村民生活復旧・復興の方針

被災者及び村民が一刻でも早く安心して暮らすことができる環境への復旧を急ぐため、当面、次の事項にスピード感を持って、総力をあげて取り組むものとする。

特に、被災者への住まいの提供と生活再建支援対策については、緊急を要するとともに組織間の横断的調整が必要なため、新たに総務課に「復興推進室」を創設し、予算、人員を重点配分して推進する。

なお、県・国・他の地方自治体等に対しては、継続して人的・財政的支援を要請する。

### (1) 安全で衛生的な住まいの提供と生活再建の支援

(担当：建設課、住民福祉課)

- ① 仮設住宅の用地の確保、申込み受付・早期提供
- ② 公営住宅の早期修繕による提供
- ③ 民間住宅（みなし仮設住宅）の申込み受付
- ④ 村民に対し、空き家提供を公募する等、多角的な住宅確保策の実施
- ⑤ 住宅応急修理（災害救助法57.6万円上限）の受付け、修理依頼

- ⑥ 被災者台帳の整備
- ⑦ 被災者生活再建支援金（最高300万円）申請の受付け
- ⑧ 災害公営住宅建設の早期促進
- ⑨ 大津町での応急仮設住宅や村外みなし仮設住宅入居者、東海大学生など、2年後の帰還に向けた環境づくり

## (2) 災害救助法ほか福祉施策の早期実施

(担当：住民福祉課、会計課、健康推進課、税務課、総務課)

- ① 災害弔慰金・見舞金の支給
- ② 災害義援金の支給
- ③ 福祉関連融資（災害援護資金の貸付）
- ④ 保育所保育料の減免
- ⑤ 被災者の心身のケア
- ⑥ 村税の納期延長、各種税、保険料の免除等
- ⑦ 医療施設の確保
- ⑧ 復興基金の創設

## (3) 避難所の運営と環境の整備

(担当：住民福祉課、健康推進課、人権対策課、教育委員会)

- ① 1次、2次、福祉避難所の安定した運営
- ② ニーズに応じた物資の配達、物資の発注、倉庫の管理
- ③ 早期の自宅帰還、仮設住宅入居への取り組み

#### (4) 道路確保、ライフラインの早期復旧、排水対策等

(担当：建設課、環境対策課、企画観光課)

- ① 阿蘇大橋の早期架設、国道57号線、俵山トンネルの早期開通の国への要請
- ② 阿蘇ちょうよう大橋を含む栃木～立野間の迅速な開通
- ③ 公共土木施設災害復旧事業による被災した村道の復旧事業
- ④ 水道の早期復旧
- ⑤ 浄化槽、下水道施設の復旧
- ⑥ 立野地区の道路、水道の復旧
- ⑦ グリーンロード、ミルクロードの冬季凍結対策
- ⑧ 南阿蘇鉄道の復旧

#### (5) がれきの撤去、震災ごみ関係

(担当：環境対策課)

- ① がれきの早期撤去による住環境整備の推進
- ② 震災ごみの円滑な1次受け入れと分別の徹底
- ③ 解体家屋の受付と早期実施
- ④ 県委託の2次仮置き場への円滑な搬出

#### (6) 教育関係

(担当：教育委員会)

- ① 学校施設の安全調査と施設改修

- ② 被災児童生徒の心身のケア
- ③ 社会教育施設、社会体育施設の復旧、維持管理
- ④ 被災児童・生徒のための寄宿舎の運営
- ⑤ 高校生対象の通学バスの運営
- ⑥ 東海大学阿蘇キャンパスの復興再開校に向けた環境づくり

## (7) 災害相談窓口、り災証明書等

(担当：住民福祉課、税務課、総務課)

- ① 災害相談・総合案内窓口の設置
- ② 被災・り災証明書の交付

## 2. 土地復旧に関する方針

本村では、長陽地区を中心に甚大な地盤被害があり、加えて山々の至る所に土砂災害警戒区域があり、亀裂やがけ崩れが確認されており、土地の復旧は大きな課題である。

国道57号線、阿蘇大橋、水道、土砂災害復旧工事などの工事の進ちょく、あるいは方針が定められるまでの間、土地の復旧の方向性を示すことは困難である。今後、地域住民と村、国、県等で地域の復興について具体的な事業手法を検討し、本年度に策定予定の「南阿蘇村復興計画」で土地復旧の方向性について決定する。

なお、今回の震災において、壊滅的な被害を受けた地域については、コミュニティの維持に配慮した集団的な移転措置、安全な土地への公共施設整備や住宅地の造成なども含めて検討し、国・県の復興方針と整合性を図るもの

とする。このような本村の土地復旧に係る方針案を早急に検討するため、庁内関係課でワーキングチームを編成し、以下の事項に取り組む。

**(担当部局：建設課、企画観光課、復興推進室)**

- ① 被災集落復興推進地域（緊急復興地区）の指定
- ② 地盤被害地域、土砂災害警戒区域に対する住宅政策
- ③ 地割れ等宅地被害対策
- ④ 土砂災害警戒区域における防災対策、治山工事の早期着工
- ⑤ 新庁舎を核とする創造的復興の推進

### 3. 経済復興に関する方針

今回の地震は、家屋などの生活基盤の被害と同時に、旅館、ペンションなどの宿泊施設、ゴルフ場、テーマパーク、温泉施設など数多くの観光商工業施設も被災した。一方、地震による直接的な被害は少なかったものの、道路の寸断、風評被害などにより、観光客は激減し、減収、減益など2次被害を受けている商工観光業者も多く、地域産業の維持及び雇用の継続等についても注力すべきである。

また、農地被害も甚大であり、農地・農業用施設災害復旧事業国庫補助の申請を進め、国庫補助対象外の小規模被害農家に対しては、稲作の作付け時期でもあり、直ちに村単独の補助金を新設した。

地域経済の一日も早い再生、産業の建て直しが急務である。農地・農業施設の復旧や被災農家への各種支援措置を国・県等関係機関と協働して行い、商工観光業、農業など産業の復旧・復興と、安定した雇用を実現していく。

「阿蘇」の輝きを取り戻し、「創造的復興」を果たすために、逆境をチャ

ンスに変える逆転の発想をもって、地域再生に取り組んでいくこととする。

(担当部局：農政課、企画観光課)

- ① 農地・農業用施設災害復旧事業による農業用施設の復旧
- ② 農業施設・農業設備の復旧のための村単独の補助
- ③ 中小企業グループ補助金など事業者への支援措置の調整
- ④ 商業振興の支援
- ⑤ 就労、雇用の調整・支援
- ⑥ 仮設店舗の建設
- ⑦ 立野駅を核とした立野ターミナルづくりの推進

#### 4. 復旧・復興事業に係る財源と当初予算に関する方針

莫大な事業費が見込まれる復旧・復興に係る負担は、激甚災害に指定され補助率のかさ上げはあるものの、村の財政規模からでは過重なものとなる。村の負担が最小となるよう国に対して、特別措置法の制定を県・県内被災市町村と連携して要請する。

また、災害救助法、生活再建支援法対象外の事業についても、特別交付税、災害復旧事業債などにより村の負担が軽減されるよう国、県に働きかける。

平成28年度事務事業及び当初予算の執行については、行政サービスを低下させることがないよう実施するものとする。但し、建設事業については、村内業者の復興業務による担い手不足や資材不足等に起因し、事業実施が困難になる場合は事業の先送りも検討せざるを得ないが、継続中の事業や凍結することにより、村民に不利益が生じる事業については原則実施する。

これらの事業実施に当たっては、下記の項目を念頭に実施するものとする。

- ① 防災・減災、災害復旧に関する事業
- ② 事業実施により村民への行政サービスを向上させること
- ③ 当初予算に計上している事業で、資材・担い手を確保するなど実施可能なもの
- ④ 財源が確定しており、事業実施が震災対策につながるもの
- ⑤ 複数年契約、既契約等により支出額が確定しているもの
- ⑥ 継続中の事業で事業を中止することにより、違約金や返還金など村に損害が発生する恐れがある事業
- ⑦ 住民生活に密着した事業
- ⑧ 事業実施においては無駄を省き、必要最小限の事務経費とする